

最高裁判所行政不服審査委員会の運営について

平成28年6月3日

委員会了承

最高裁判所行政不服審査委員会規則（以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、最高裁判所行政不服審査委員会の運営について次のように定める。

第1章 総則

（会議の招集等）

第1条 委員長は、最高裁判所行政不服審査委員会（以下「審査委員会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、期日及び議案をその属する委員に通知しなければならない。

2 委員長は、審査委員会の議長となり、議事を整理する。

（除斥の手續）

第2条 審査請求に係る事件を調査審議する委員は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

- (1) 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人又は参加人
- (3) 審査請求人又は参加人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (4) 審査請求人又は参加人の代理人
- (5) 前2号に掲げる者であった者
- (6) 審査請求人又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する利害関係人（参加人は除く。）

2 委員長は、審査委員会で調査審議する審査請求に係る事件につき委員が第1項各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該事件の調査審議に参加させないようにしなければならない。

（除斥事由に準ずる事情等の申出）

第3条 審査請求に係る事件を調査審議する委員は、自らについて、前条第1項各号に規定する場合に準ずる事情がある場合、審査請求人又は法第13条第1項に規定する利害関係人との間に取引関係又は委任契約関係がある場合その他の審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料する場合には、委員長に対し、その旨を申し出ることができる。

2 委員長は、前項の申出を受けた場合において、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがあると認めるときは、当該申出に係る委員につき、前条第2項に準じた措置をとる。

第2章 調査審議等の手続

第1節 諮問等

（諮問の方法）

第4条 規則第3条第1項の規定による諮問（以下単に「諮問」という。）は、次の各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に定める諮問書により行うものとする。

(1) 処分についての審査請求に係る事件 様式第1号の1の諮問書

(2) 不作為についての審査請求に係る事件 様式第1号の2の諮問書

（諮問書の添付資料）

第5条 諮問書には、規則第3条第2項の規定により審理員意見書及び事件記録の写しを添付するとともに、次に掲げる資料を添付するものとする。

(1) 諮問説明書（裁決（法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3

項各号に規定する措置を含む。) についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。以下同じ。)

- (2) 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がいる場合又は参加人が代理人を選任している場合には、当該選任又は参加を示す書面
- 2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる審査請求に係る事件の区分に応じ、諮問書に、当該各号に定める資料を添付するものとする。ただし、当該資料が事件記録に含まれている場合は、この限りでない。
- (1) 処分（口頭でした処分及び事実上の行為を除く。）についての審査請求に係る事件 当該処分の決定通知書
 - (2) 法令に基づく申請に対する処分についての審査請求事件 当該申請の申請書及び当該処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号。以下この項において「手続法」という。）第2条第8号ロに規定する審査基準（第4号において単に「審査基準」という。）
 - (3) 手続法第2条第4号に規定する不利益処分についての審査請求事件 同条第8号ハに規定する処分基準
 - (4) 不作為についての審査請求事件 当該不作為に係る処分についての申請の申請書並びに当該処分に係る審査基準及び手続法第6条に規定する標準処理期間（諮問の取下げ）

第6条 諮問に係る審査請求の取下げがあった場合における当該諮問の取下げは、様式第2号の1の書面により行うものとする。

- 2 諮問の後に、規則第3条第1項第6号から第8号までに該当することとなった場合における当該諮問の取下げは、その旨及び理由を記載した様式第2号の2の書面によるものとする。

第2節 調査審議

（主張書面等の提出期限の通知）

第7条 委員長は、審査委員会における調査審議の効率的な遂行に資するため、審

査委員会の会議の開催に先立ち、主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）を提出すべき相当の期間を定めることができる。

2 審査委員会は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議の後に、主張書面等を提出すべき相当の期間を定める。

3 前2項の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、委員長は、様式第3号の1又は第3号の2の書面により、規則第12条に規定する審査関係人（以下「審査関係人」という。）に通知する。

（審査委員会の開催前の調査等）

第8条 委員長は、審査委員会における調査審議の充実及び効率的な遂行のため、必要があると認めるときは、審査委員会の会議の開催に先立ち、次に掲げる調査等を行うことができる。

(1) 審査庁に対し、諮問説明書の補充若しくは資料の提出を求め、又は口頭での説明を求め、その説明を聴取すること。

(2) 審査関係人に対し、規則第14条第1項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の申立てを行う意思の有無を確認すること。

2 前項第1号の諮問説明書の補充又は資料の提出の求めは、様式第4号の書面により、同号の口頭での説明の求めは、様式第5号の書面により行う。

3 第1項第2号の確認は、様式第6号の書面により行う。

また、当該確認を行う場合には、別紙として様式第10号の口頭意見陳述申立書（様式書面）を添付する。

4 委員長は、審査委員会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ各委員に対し、諮問書の写し、審理員意見書及び諮問説明書の写し並びに前条第3項による通知及び第1項による調査等の結果その他必要な資料を配付する。

（主張書面等の提出の求め）

第9条 審査委員会は、規則第12条の規定により審査関係人に対し主張書面等の提出を求める旨の決定をしたときは、様式第4号の書面により、当該審査関係人

にその旨を通知する。

- 2 前項の通知を行う場合には、当該主張書面等に係る規則第18条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての意見を、あらかじめ様式第4号の別紙の書面により、聴くものとする。

(口頭での説明の求め)

第10条 審査委員会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、口頭での説明を求め、その説明を聴取する。

- 2 前項の説明を求める場合には、様式第5号の書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。
- 3 第1項の説明の聴取は、必要があると認めるときは、審査委員会の所在地以外の地で行うことができる。
- 4 第1項の説明に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、審査委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 審査請求人及びその補佐人

(2) 参加人及びその補佐人

(3) 審査庁の職員

(参考人の陳述又は鑑定求め)

第11条 審査委員会は、規則第12条の規定により、適当と認める者に事実若しくは意見の陳述を求め、又は鑑定を求める場合には、様式第7号又は第8号の書面により、当該適当と認める者にその旨を求める。

- 2 審査委員会は、前項の求めに応じ鑑定を行った者（以下次項及び第15条において「鑑定人」という。）に対し、書面又は口頭により、その鑑定の結果の報告を求める。
- 3 第1項の求めを受けて陳述を行った者（以下この項及び第15条において「参

考人」という。) に対しては、所定の旅費を、鑑定人に対しては、所定の旅費及び鑑定料を、それぞれ支給する。ただし、当該参考人又は鑑定人が、様式第9号の放棄書を提出して、旅費又は鑑定料の受給を放棄した場合には、この限りでない。

(口頭意見陳述)

第12条 審査委員会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、様式第6号の書面により、口頭意見陳述を行う意思の有無を確認する。

2 規則第14条第1項本文の規定による口頭意見陳述の申立て(補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。次項において同じ。)は、様式第10号の口頭意見陳述申立書により行うものとする。

3 審査委員会は、口頭意見陳述の申立てがされた場合には、当該口頭意見陳述を行うか否か(補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。)を決定し、様式第11号又は第12号の書面により、当該申立てを行った審査関係人に通知する。

4 口頭意見陳述は、必要があると認めるときは、審査委員会の所在地以外の地で行うことができる。

5 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、審査委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 審査請求人及びその補佐人

(2) 参加人及びその補佐人

(3) 審査庁の職員

(主張書面等の閲覧又は交付)

第13条 規則第18条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、様式第13号の主張書面等閲覧等請求書により行うものとする。

2 審査委員会は、審査関係人から前項の規定により主張書面等閲覧等請求書が提出された場合には、当該求めに係る主張書面等に係る閲覧又は交付についての意

見を既に聴取している場合を除き、様式第14号の書面により、当該主張書面等の提出人に、当該閲覧又は交付についての意見を聴取する。

- 3 審査委員会は、第1項の求めに係る主張書面等について、その提出人の当該閲覧又は交付についての意見も踏まえて、閲覧をさせ、又は交付をするか否かを決定し、様式第15号又は第16号の書面により、当該求めを行った審査関係人に通知する。

また、様式第15号の書面により交付を実施する旨の通知を行う場合には、様式第17号の主張書面等交付実施申出書（様式書面）を添付し、当該交付を求めた審査関係人に対して、交付方法等を確認する。

- 4 審査委員会は、主張書面等の提出人から当該主張書面等の閲覧又は交付に反対する旨の意見が提出されている場合において、当該主張書面等について閲覧をさせ、又は交付をするときは、様式第18号の書面により、当該提出人にその旨を通知する。

- 5 規則第18条第1項に規定する審査委員会が定める電磁的記録の閲覧の方法は、日時を指定して、審査委員会庶務が指定する場所において、当該電磁的記録を審査委員会の専用機器により再生若しくは映写したもの又は用紙に出力したのものにより実施する方法とする。

（調査結果の説明等）

- 第14条 委員長は、規則第14条第1項、第8条第1項第1号、第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項若しくは第2項の規定による調査審議の手続（以下この条及び次条において「調査」という。）を行ったときは、その後に開催される最初の審査委員会の会議において、その結果を報告しなければならない。ただし、審査委員会の会議において行った調査については、この限りでない。

- 2 前項本文の規定は、規則第17条の規定により指名委員が調査を行った場合について準用する。

（調査結果の記録の作成）

第15条 審査委員会又はその指名委員は、調査を審査関係人、鑑定人又は参考人からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第16条 規則第13条第2項に規定する調査審議の手續の併合又は分離の通知は、様式第19号又は第20号の書面により行う。

(手續の承継に係る通知)

第17条 審査庁は、諮問に係る審査請求に係る事件について法第15条の規定による手續の承継があつたときは、速やかに、様式第21号の書面により、その旨を審査委員会に通知するものとする。

(諮問後の総代又は代理人の選任等に係る通知)

第18条 審査庁は、諮問の後に、総代又は代理人が選任され、又は解任されたときは、速やかに、様式第22号又は第23号の書面により、その旨を審査委員会に通知するものとする。

第3節 答申

(答申方法)

第19条 答申は、審査庁に対し、様式第24号の書面を添えて、答申書を交付することにより行う。

2 答申書には、審査委員会の結論、判断の理由及び委員の氏名を記載しなければならない。

3 審査委員会は、諮問事項の一部を分離することができる場合において、当該部分を分離して判断を示すことが調査審議手續の適正かつ効率的な運用に資するものと認めるときは、最終の答申をする前に、当該部分につき答申をすることができる。

(答申書の交付等)

第20条 答申書の交付は、手交又は郵送により行う。ただし、手交による場合に

においては、様式第25号の受領書と引換えに行う。

- 2 規則第22条の規定による審査請求人及び参加人への答申書の写しの送付は、様式第26号の書面を添えて、郵送により行う。ただし、様式第25号の受領書と引換えに答申書の写しを手交することを妨げない。

(答申書の更正)

第21条 審査委員会は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、委員長にその職権により当該答申書の更正を行わせる。

- 2 前項の更正をしたときは、様式第27号の書面を添えて、その内容を審査庁に通知する。

- 3 前項の通知をしたときは、様式第28号の書面を添えて、通知書面の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

第3章 補則

(調査審議手続の非公開)

第22条 審査委員会の調査審議の手続は、公開しない。ただし、口頭意見陳述、第10条第1項の規定による口頭での説明又は第11条第1項の規定による参考人の陳述については、審査委員会は、公開することを相当と認めるときは、当該手続を公開することができる。

(開催記録の作成・公表)

第23条 審査委員会の会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した開催記録を作成しなければならない。

- 2 前項の開催記録は、インターネットを利用して公表する。

(答申の内容の公表)

第24条 審査委員会が答申をしたときは、速やかに、その内容をインターネットを利用して公表する。

(運営会議)

第25条 審査委員会は、規則第23条の規定に基づき調査審議の手續に関し必要な事項又は審査委員会の運営に関し必要な事項を協議するため、審査委員会の会議を開催する。

2 前項の会議は、運営会議という。

(裁決書の写しの提出の求め)

第26条 審査委員会は、審査庁が答申を受けて裁決を行った場合には裁決書の写しを審査委員会に提出するよう求める。

2 前項の裁決書の写しの提出の求めは、第19条第1項の規定による答申書の交付に併せて、様式第29号の書面により行う。

(雑則)

第27条 この定めに定めるもののほか、審査委員会の調査審議の手續に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この定めは、平成28年6月3日から施行する。

様式第1号の1（処分についての審査請求に係る諮問書）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

（審査庁） 〇 〇 〇 〇

諮問書

〇〇法（昭和〔平成〕〇〇年法律第〇〇号）第〇条（〇〇規則（昭和〔平成〕〇〇年最高裁判所規則第〇〇号第〇条）の規定に基づく処分に係る審査請求について、最高裁判所行政不服審査委員会規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る処分 (処分の種類) <input type="checkbox"/> 申請拒否処分 <input type="checkbox"/> 不利益処分 <input type="checkbox"/> 事実上の行為 <input type="checkbox"/> その他	(1) 処分の年月日, 記号番号 (2) 処分をした庁 (3) 被処分者 (4) 処分の概要
2 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	① 審理員意見書(写し) ② 事件記録(写し) ③ 諮問説明書 ④ 当該処分の申請書(写し) ⑤ 当該処分に係る審査基準又は処分基準(写し) ⑥ 当該処分の決定通知書(写し) ⑦ その他参考資料

(注1) 3の「諮問の理由」については、例えば、「原処分の維持が適切と考えるため。」、「法令に基づく申請の全部を容認することが適切と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

(注2) 5の①の「審理員意見書(写し)」及び②の「事件記録(写し)」については、最高裁判所行政不服審査委員会規則第3条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

(注3) 5の③の「諮問説明書」は、最高裁判所行政不服審査委員会の運営について第5条第1項第1号に規定する書類である。

(注4) 5の④～⑥の資料は、当該資料が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。

(注5) 5の⑦の「その他参考資料」とは、最高裁判所行政不服審査委員会の運営について第5条第1項第2号及び同条第2項に規定する書面等である。

様式第1号の2（不作為についての審査請求に係る諮問書）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

（審査庁） 〇 〇 〇 〇

諮問書

〇〇法（昭和〔平成〕〇〇年法律第〇〇号）第〇条（〇〇規則（昭和〔平成〕〇〇年最高裁判所規則第〇〇号第〇条）の規定に基づく処分についての不作為に係る審査請求について、最高裁判所行政不服審査委員会規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る不作為の対象となる処分の申請	(1) 処分の申請年月日，記号番号 (2) 処分の申請を受けた庁 (3) 処分の申請の概要
2 処理期間	<input type="checkbox"/> 法定処理期間 ① 根拠法令及び条項 ② 処理期間 <input type="checkbox"/> 標準処理期間 <input type="checkbox"/> 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由)
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 審理員意見書 (写し) ② 事件記録 (写し) ③ 諮問説明書 ④ 当該処分の申請書 (写し) ⑤ 当該処分に係る審査基準 (写し) ⑥ 当該処分に係る標準処理期間 (写し) ⑦ その他参考資料

(注1) 2の「処理期間」については，該当するものの□にチェックの上，記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については，例えば，「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが，そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」，「法令に基づく申請に対する処分をすることが適切と考えるが，参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など，諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

(注3) 6の①の「審理員意見書 (写し)」及び②の「事件記録 (写し)」については，最高裁判所行政不服審査委員会規則第3条第2項の規定により，

諮問に際して添付することとされている書類である。

- (注4) 6の③の「諮問説明書」は、最高裁判所行政不服審査委員会の運営について第5条第1項第1号に規定する書類である。
- (注5) 6の④～⑥の資料は、当該資料が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。
- (注6) 6の⑦の「その他参考資料」とは、最高裁判所行政不服審査委員会の運営について第5条第1項第2号及び同条第2項に規定する書面等である。

様式第2号の1 (審査請求の取下げに伴う諮問の取下げ)

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

(審査庁) 〇 〇 〇 〇

諮問の取下げについて

諮問（平成〇年度諮問第〇号）に係る審査請求事件について、別紙のとおり、行政不服審査法第27条の規定に基づく審査請求の取下げがあったので、当該諮問を取り下げます。

(別紙)

審査請求取下書（写し）

様式第2号の2 (処分の取消し等に伴う諮問の取下げ)

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

(審査庁) 〇 〇 〇 〇

諮問の取下げについて

諮問（平成〇年度諮問第〇号）に係る審査請求事件について、審査請求に係る処分の全部を取り消す〔注1〕こととしたので、当該諮問を取り下げます。

（注1） 諮問取下理由が処分の全部を取り消す場合以外の以下の場合には、「審査請求に係る処分の全部を取り消す」に代えて、以下の表現とする。

[事実上の行為の場合]

→ 「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃する」

[申請を却下し、又は棄却する処分の場合]

→ 「審査請求に係る申請の全部を容認すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る申請の全部を容認する」

[不作為の場合]

→ 「審査請求に係る処分をすべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る処分を行う」

（注2） 諮問の取下げが上記以外の理由による場合は、当該理由を簡潔に記載する。

様式第3号の1（主張書面等の提出期限の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

[（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿]

最高裁判所行政不服審査委員会

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた〔貴庁〕は、下記1の諮問事件について、最高裁判所行政不服審査委員会規則第16条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査委員会において、下記2のとおりその提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 主張書面又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

平成〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）

(2) 提出方法

主張書面又は資料は、持参又は郵送で当審査委員会に提出してください。

また、提出された主張書面又は資料は、最高裁判所行政不服審査委員会規則第18条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を

交付することがあり得ますので，その適否についてのあなた〔貴庁〕の考えを，別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し，提出する主張書面又は資料に添付してください。

担当：○ ○ ○ ○

連絡先：○ ○ ○ ○

(別紙)

平成○年度諮問第○号

平成○年○月○日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

(氏 名) [(審査庁) ○ ○ ○ ○]

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

この度最高裁判所行政不服審査委員会に提出する主張書面又は資料を，最高裁判所行政不服審査委員会規則第18条の規定に基づき，他の審査関係人に閲覧させる，又はその写し等を交付することは，

- 差し支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない理由)

[]

様式第3号の2（追加の主張書面等の提出期限の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

[（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿]

最高裁判所行政不服審査委員会

追加の主張書面又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件については、平成〇年〇月〇日付け（記号）第〇号により、主張書面又は資料の提出期限等について通知したところですが、追加の主張書面又は資料の提出につき、その提出期限等を下記2のとおり改めて定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 追加の主張書面又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

平成〇年〇月〇日（〇 [曜日]）

(2) 改めて提出期限を定める理由

(3) 提出方法

追加の主張書面又は資料は、持参又は郵送で当審査委員会に提出してください

い。

また、提出された主張書面又は資料は、最高裁判所行政不服審査委員会規則第18条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてのあなた〔貴庁〕の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

担当：○ ○ ○ ○

連絡先：○ ○ ○ ○

(別紙)

平成○年度諮問第○号

平成○年○月○日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

(氏 名) [(審査庁) ○ ○ ○ ○]

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

この度最高裁判所行政不服審査委員会に提出する主張書面又は資料を，最高裁判所行政不服審査委員会規則第18条の規定に基づき，他の審査関係人に閲覧させる，又はその写し等を交付することは，

- 差し支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない理由)

[]

様式第4号（主張書面等の提出の求め）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

[（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿]

最高裁判所行政不服審査委員会

主張書面 [補充の諮問説明書] 又は資料の提出の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査委員会の調査審議の参考としたいので、最高裁判所行政不服審査委員会規則第12条の規定に基づき、下記2のとおり主張書面 [補充の諮問説明書] 又は資料の提出を求めます。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 主張書面 [補充の諮問説明書] 又は資料の提出

(1) 提出期限

平成〇年〇月〇日（〇 [曜日] ）

(2) 提出方法

任意の様式により作成した〇〇についての主張書面 [補充の諮問説明書、資料] を、持参又は郵送で当審査委員会に提出してください。

また、提出された主張書面 [補充の諮問説明書] 又は資料は、最高裁判所行政不服審査委員会規則第18条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせ

る，又はその写し等を交付することがあり得ますので，その適否についてのあなた〔貴庁〕の考えを，別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し，提出する主張書面〔補充の諮問説明書〕又は資料に添付してください。

担当：○ ○ ○ ○

連絡先：○ ○ ○ ○

(別紙)

平成○年度諮問第○号

平成○年○月○日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

(氏名) [(審査庁) ○ ○ ○ ○]

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

この度最高裁判所行政不服審査委員会に提出する主張書面又は資料を、最高裁判所行政不服審査委員会規則第18条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

- 差し支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない理由)

[]

様式第5号（口頭説明の求め）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

[（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿]

最高裁判所行政不服審査委員会

口頭説明の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査委員会の調査審議の参考としたいので、最高裁判所行政不服審査委員会規則第12条の規定に基づき、下記2の事項について口頭での説明を聴取しますので、下記3の日時・場所に出席してください〔下記4の職員を出席させてください。〕。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 口頭説明を求める事項

〇〇〇〇について

3 口頭説明の聴取の日時及び場所

(1) 日時

平成〇年〇月〇日 〇時から〇時まで

(2) 場所

〇〇〇〇

4 出席を求める者

〇〇課長 [〇〇を説明することが可能な者]

※ 本項目は，審査庁の場合のみ記載する。

5 口頭説明を聴取する審査委員会委員の氏名：〇〇〇〇

※ 本項目は，審査委員会が指名した委員が行う場合（最高裁判所行政不服審査委員会規則17条）にのみ記載する。

担当：〇 〇 〇 〇

連絡先：〇 〇 〇 〇

様式第6号（口頭意見陳述を行う意思の確認）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

[（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿]

最高裁判所行政不服審査委員会

口頭意見陳述の申立てについて（照会）

あなた〔貴庁〕は、下記1の諮問事件について、最高裁判所行政不服審査委員会規則第14条第1項の規定に基づき、当審査委員会に対し、口頭で意見を述べることができます。

口頭での意見の陳述（口頭意見陳述）を希望する場合は、下記2に従い、その旨の申立てを行ってください。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 口頭意見陳述の申立ての方法

別紙「口頭意見陳述申立書」に必要事項を記入し、平成〇年〇月〇日までに、持参又は郵送で当審査委員会に提出してください。

※ 別紙として、様式第10号の「口頭意見陳述申立書」の様式書面を添付する。

担当：〇 〇 〇 〇

連絡先：〇 〇 〇 〇

様式第7号（陳述依頼書）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

最高裁判所行政不服審査委員会

陳述依頼書

下記1の諮問事件について、当審査委員会の調査審議の参考とするため、最高裁判所行政不服審査委員会規則第12条の規定に基づき、下記2の事項について、下記3の日時・場所に出席の上、陳述をお願いします。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 陳述を求める事項

〇〇〇〇について

3 陳述日時及び場所

(1) 日時

平成〇年〇月〇日 〇時から〇時まで

(2) 場所

〇〇〇〇

4 出席に要する経費の支給
旅費（又は交通費）

担当：○ ○ ○ ○

連絡先：○ ○ ○ ○

様式第8号（鑑定依頼書）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

最高裁判所行政不服審査委員会

鑑定依頼書

下記1の諮問事件について、当審査委員会の調査審議の参考とするため、最高裁判所行政不服審査委員会規則第12条の規定に基づき、鑑定をお願いします。

記

1 諮問の事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 鑑定を求める事項

〇〇〇〇について

担当：〇 〇 〇 〇

連絡先：〇 〇 〇 〇

様式第9号（旅費等放棄書）

平成〇年〇月〇日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

（住所）

（氏名）

印

〔旅費・鑑定料〕放棄書

〇〇〇第〇〇号で依頼のありました件については、〔旅費・鑑定料〕を放棄いたします。

様式第10号（口頭意見陳述申立書）

平成 年 月 日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

住 所

氏 名（審査庁）○ ○ ○ ○

電話番号

口頭意見陳述申立書

下記1の審査請求に係る諮問事件〔諮問事件〕について、最高裁判所行政不服審査委員会規則第14条第1項の規定に基づき、下記2及び3のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求〔諮問事件〕

(1) 審査請求年月日〔諮問番号〕

(2) 審査庁名

(3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称〔諮問事件名〕

※ 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問番号及び諮問事件名を記載する。

2 口頭意見陳述を希望する日時

①

②

③

3 最高裁判所行政不服審査委員会規則第14条第2項の規定に基づく補佐人の同伴の許可申請

(1) 補佐人の同伴を必要とする理由

(2) 補佐人の住所，氏名及び職業

(住所)

(氏名)

(職業)

(記入の際の留意事項)

ア 法人その他の団体にあつては，住所・氏名欄に，事務所の所在地，名称及び代表者の氏名を記入してください。

イ 2の「日時」には，希望する日時を複数記入してください。

ウ 3は，審査請求人又は参加人が，補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

様式第11号（口頭意見陳述を実施する旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

〔（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿〕

最高裁判所行政不服審査委員会

口頭意見陳述の実施について（通知）

平成〇年〇月〇日付けをもって申立てのあった下記1の諮問事件に係る口頭意見陳述については、下記2のとおり実施することとしたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 口頭意見陳述の日時及び場所

(1) 日時

平成〇年〇月〇日 〇時から〇時まで

(2) 場所

〇 〇 〇 〇

3 補佐人の同伴

許可する場合

次の補佐人を同伴することを許可します。

（補佐人氏名）〇 〇 〇 〇

許可しない場合

補佐人の同伴は，次の理由により不許可とします。

(理由)

(注) 口頭意見陳述の際は，この通知書を持参してください。

担当：○ ○ ○ ○

連絡先：○ ○ ○ ○

様式第12号（口頭意見陳述を実施しない旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

〔（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿〕

最高裁判所行政不服審査委員会

口頭意見陳述について（通知）

平成〇年〇月〇日付けをもって申立てのあった下記1の諮問事件に係る口頭意見陳述については、下記2の理由により実施しないこととしたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 口頭意見陳述を実施しないこととした理由

担当：〇 〇 〇 〇

連絡先：〇 〇 〇 〇

様式第13号（主張書面等閲覧等請求書）

平成○年○月○日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

住 所

氏 名（審査庁）○ ○ ○ ○

電話番号

主張書面等閲覧等請求書

下記1の審査請求に係る諮問事件〔諮問事件〕に関して最高裁判所行政不服審査委員会に提出された下記2の主張書面等について、最高裁判所行政不服審査委員会規則第18条第1項の規定に基づき、下記3のとおり閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕を求めます。

記

1 審査請求〔諮問事件〕

(1) 審査請求年月日〔諮問番号〕

(2) 審査庁名

(3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称〔諮問事件名〕

※ 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問番号及び諮問事件名を記載する。

2 求める主張書面等の名称等

- 【例】・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
・ 参加人が提出した主張書面及び資料

3 求める閲覧及び交付の方法等

閲覧を求める。

- ・ 希望する閲覧時期（期間を記載）

写し等の交付を求める。

・ 複写の方法

両面 ， 片面

白黒 ， カラー（主張書面等がカラーの場合に限る。）

・ 交付の方法

手交 ， 送付（郵送）

（注） 3の「求める閲覧及び交付の方法等」については，該当するものの□に
チェックの上，必要な事項を記載する。

様式第14号（主張書面等の閲覧等についての意見照会）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

〔（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿〕

最高裁判所行政不服審査委員会

主張書面等の閲覧等についての意見について（照会）

あなた〔貴庁〕が平成〇年〇月〇日に当審査委員会に提出した下記の主張書面等について、審査請求人〔審査庁，参加人〕から、最高裁判所行政不服審査委員会規則第18条第1項の規定に基づく閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕の求めがありましたので、当該審査請求人〔審査庁，参加人〕に対する当該主張書面等の閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕について、同条第2項本文の規定に基づき、あなた〔貴庁〕の意見を求めます。

つきましては、あなた〔貴庁〕の意見を、別紙「提出した主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、平成〇年〇月〇日までに、持参又は郵送で当審査委員会に提出してください。

記

〇 提出された主張書面等の名称

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

担当：〇 〇 〇 〇

連絡先：〇 〇 〇 〇

(別紙)

平成○年度諮問第○号

平成○年○月○日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

(氏 名) [(審査庁) ○ ○ ○ ○]

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

この度最高裁判所行政不服審査委員会に提出する主張書面又は資料を，最高裁判所行政不服審査委員会規則第18条の規定に基づき，他の審査関係人に閲覧させる，又はその写し等を交付することは，

- 差し支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない理由)

[]

様式第15号（主張書面等の閲覧等を実施する旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

〔（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿〕

最高裁判所行政不服審査委員会

主張書面等の閲覧等の実施について（通知）

平成〇年〇月〇日付けをもって請求のあった下記の主張書面等の閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕については，実施することとしたので，最高裁判所行政不服審査委員会の運営について第13条第3項の規定により，通知します。

写し等の交付については，別紙の「主張書面等交付実施申出書」（様式第17号）に必要事項を記載して，平成〇年〇月〇日までに，持参又は郵送で当審査委員会に提出してください。

記

1 閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕を実施する主張書面等の名称等

- 【例】
- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
 - ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料

2 閲覧又は写し等の交付（手交に限る。）ができる日時，場所

(1) 日時

平成〇年〇月〇日から△月△日まで（土，日，祭日を除く。）

〇時から〇時まで

(2) 場所

〇〇〇〇

担当：〇 〇 〇 〇

連絡先：〇 〇 〇 〇

様式第16号（主張書面等の閲覧等を実施しない旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

〔（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿〕

最高裁判所行政不服審査委員会

主張書面等の閲覧等について（通知）

平成〇年〇月〇日付けをもって請求のあった下記1の主張書面等の閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕については，下記2の理由により実施しないこととしたので，最高裁判所行政不服審査委員会の運営について第13条第3項の規定により通知します。

記

1 閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕を実施しないこととした主張書面等の名称

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

2 閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕を実施しない理由

担当：〇 〇 〇 〇

連絡先：〇 〇 〇 〇

様式第17号（主張書面等交付実施申出書）

平成〇年〇月〇日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

住 所

氏 名（審査庁）〇 〇 〇 〇

電話番号

主張書面等交付実施申出書

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号により通知のあった主張書面等の交付について、最高裁判所行政不服審査委員会の運営について第13条第3項の規定に基づき、交付の実施の申出をします。

○希望する交付日（手交に限る。）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

○交付の実施方法

（実施方法の変更を希望する場合のみ記載してください）

・ 複写の方法

両面 ， 片面 ， 白黒 ， カラー

・ 交付の方法

手交 ： 希望する手交日時

送付（郵送）： 送付に要する費用として同封する郵便切手の額

（注）1 「希望する交付日」は、交付を希望する年月日を記載する。

2 「交付の実施方法」については、主張書面等閲覧等請求書に記載した内容からの変更を希望する場合に、該当するものの□にチェックの上、必要な事項の記載等をする（変更を希望しない場合には、記載不要）。

様式第18号（閲覧等に異議がある者への閲覧等の実施を決定した旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

〔（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿〕

最高裁判所行政不服審査委員会

主張書面等の閲覧等の実施決定について（通知）

あなた〔貴庁〕から提出された下記の主張書面等について、平成〇年〇月〇日付けで審査庁〔審査請求人，参加人〕から最高裁判所行政不服審査委員会規則第18条の規定に基づく閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕の請求がありました。

当該主張書面等については、あなた〔貴庁〕から平成〇年〇月〇日付けの「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」により、閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕に供することは適当ではない旨の回答を得ておりますが、当該閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕の請求について、当審査委員会において審議した結果、当審査委員会における調査審議を進める上で、審査庁〔審査請求人，参加人〕の閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕を認め、当該主張書面等に対する意見等を述べる機会を与えることが必要であると判断したため、これを実施することを決定したので、通知します。

記

閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕を実施することを決定した主張書面等の名称

- 【例】
- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
 - ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料

- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

担当：○ ○ ○ ○

連絡先：○ ○ ○ ○

様式第19号（調査審議手続併合の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

〔（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿〕

最高裁判所行政不服審査委員会

調査審議の手続の併合について（通知）

あなたが審査庁に対して行った審査請求に係る下記の諮問事件については、最高裁判所行政不服審査委員会規則第13条第1項の規定に基づき、調査審議の手続を併合したので、通知します。

〔下記の諮問事件については、最高裁判所行政不服審査委員会規則第13条第1項の規定に基づき、調査審議の手続を併合したので、通知します。〕

記

1 諮問番号： 平成〇年度諮問第〇号

事件名：

2 諮問番号： 平成〇年度諮問第〇号

事件名：

担当：〇 〇 〇 〇

連絡先：〇 〇 〇 〇

様式第20号（調査審議手続の分離の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

〔（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿〕

最高裁判所行政不服審査委員会

調査審議の手続の分離について（通知）

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号により調査審議の手続を併合した旨を通知した下記の諮問事件については、最高裁判所行政不服審査委員会規則第13条第1項の規定に基づき、調査審議の手続を分離したので、通知します。

記

1 諮問番号： 平成〇年度諮問第〇号

事件名：

2 諮問番号： 平成〇年度諮問第〇号

事件名：

担当：〇 〇 〇 〇

連絡先：〇 〇 〇 〇

様式第 2 1 号（審理手続の承継の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

（審査庁）〇 〇 〇 〇

審理手続の承継について（通知）

諮問（平成〇年度諮問第〇号）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第 1 5 条の規定による審理手続の承継があったので、通知します。

記

- 1 承継した者の氏名又は名称，住所（居所）又は所在地及び連絡先（電話番号等）
- 2 承継の理由

（別紙）

- 審査請求人地位承継届出書（写し）
- 審査請求人地位承継許可申請書（写し）
- 審査請求人地位承継許可（決定）書（写し）

様式第22号（総代の選任・解任の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

（審査庁）〇 〇 〇 〇

総代の選任〔解任〕について（通知）

諮問（平成〇年度諮問第〇号（※））に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第11条の規定に基づき総代が選任〔解任〕されたので、通知します。

記

選任〔解任〕された総代の氏名、住所（居所）及び連絡先（電話番号等）

（別紙）

- 総代互選書（写し）
- 総代互選命令書（写し）
- 総代互選通知書（写し）
- 総代解任届（写し）
- 総代更てつ（資格喪失）届（写し）

※ 諮問番号が未定の場合においては、諮問書の記号番号を記載する。

様式第23号（代理人の選任・解任の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

最高裁判所行政不服審査会 御中

（審査庁）〇 〇 〇 〇

代理人の選任〔解任〕について（通知）

諮問（平成〇年度諮問第〇号（※））に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第12条第1号〔第13条第3項〕に規定する代理人が選任〔解任〕されたので、通知します。

記

選任〔解任〕された代理人の氏名、住所及び連絡先（電話番号等）

（別紙）

- 委任状（写し）
- 代理人解任届（写し）

※ 諮問番号が未定の場合においては、諮問書の記号番号を記載する。

様式第24号（答申書の交付）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿

最高裁判所行政不服審査委員会

答申書の交付について

最高裁判所行政不服審査委員会規則第3条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します（平成〇年度答申第〇号）。

記

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

※別紙として答申書を添付する。

様式第25号（答申書又はその写しの受領書）

最高裁判所行政不服審査委員会 御中

受領書

本日平成〇年〇月〇日，諮問（平成〇年度諮問第〇号）に係る答申書（平成〇年度答申第〇号）〔の写し〕について，受領しました。

（所属）

（署名）

（注） 審査請求人及び参加人の場合は，署名のみ。

様式第26号（答申書の写しの送付）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

最高裁判所行政不服審査委員会

答申書の写しの送付について

下記の事件については、平成〇年〇月〇日に答申をしたので、最高裁判所行政不服審査委員会規則第22条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

※ 答申書の写しには、様式第24号の交付書面の写しを添付する。

担当：〇 〇 〇 〇

連絡先：〇 〇 〇 〇

様式第27号（答申書の更正の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿

最高裁判所行政不服審査委員会

答申書の更正について（通知）

平成〇年〇月〇日付け答申（平成〇〇年度答申第〇〇号）について，最高裁判所行政不服審査委員会の運営について第21条第1項の規定により別紙のとおり更正したので，同条第2項の規定に基づき，通知します。

担当：〇 〇 〇 〇

連絡先：〇 〇 〇 〇

(別 紙)

[注]

任意の形式でよいが、「誤り部分」と「更正部分」とが明らかとなるように（どこをどのように修正したのかが分かるように）記述する。

様式第28号（答申書の更正通知の写しの送付）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇 〇 〇 〇 様

最高裁判所行政不服審査委員会

答申書の更正について（写しの送付）

〇〇（注：審査庁のこと）あての平成〇年〇月〇日付け答申（平成〇〇年度答申第〇〇号）について、最高裁判所行政不服審査委員会の運営について第21条第1項及び第2項の規定により平成〇年〇月〇日に更正し、審査庁に対して通知したので、同条第3項の規定に基づき、その写しを送付します。

※ 答申書の更正の写しには、様式第27号の通知書面の写しを添付する。

担当：〇 〇 〇 〇

連絡先：〇 〇 〇 〇

様式第29号（裁決書の写しの提出依頼）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

（審査庁）〇 〇 〇 〇 殿

最高裁判所行政不服審査委員会

裁決書の写しの提出について

平成〇年度答申第〇号に係る審査請求事件について、裁決を行った場合には、速やかに当該裁決に係る裁決書の写しを提出願います。

担当：〇 〇 〇 〇

連絡先：〇 〇 〇 〇